

「社会課題解決型ビジネス創業支援事業」公募要領

1. 趣旨

社会課題を解決するため、石川県内において革新的なビジネスで創業する意欲を持つ方々を全国から募集し、社会課題の解決が期待できる創業者を認定したうえで、集中的に支援することで地域経済の活性化及び地方創生の実現を図る。

2. 募集資格対象者

募集対象者は、以下の要件を原則すべて満たす者であることが必要です。

- (1) 公募事業年度の終了時点（3月31日）において40歳以下であること。
- (2) 次の（A）または（B）に該当すること。
 - （A）石川県内において、公募事業年度の開始時点（4月1日）で創業後3年以内であること。なお、子会社等実質的に他の支配下にある者や第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模事業者等が業態転換、新分野進出、その振替と認められる事業等）は対象外とする。
 - （B）石川県内において、公募開始後1年以内に創業予定であること。
- (3) 石川県内に居住地及び事業拠点を置くこと。

（居住地とは生活の本拠と一致する住民票の登録（法人代表者も含む）であり、事業拠点とは、法人登記の本店所在地又は個人事業の開業の届出を石川県内で行うことをいう。）
- (4) 社会課題解決に向け、申請者（法人の場合は代表者個人）自らが主体となって石川県内において取り組む事業であること。なお、以下に例示する社会課題に限らない。

参考：社会課題の例

- (a) 地域活性化関連事業
 - (b) まちづくりの推進事業
 - (c) 過疎地域等活性化関連事業
 - (d) 買物弱者支援事業
 - (e) 地域交通支援事業
 - (f) 社会教育関連事業
 - (g) 子育て支援事業
 - (h) 環境・エネルギー関連事業
 - (i) 医療・介護関連事業
 - (j) 社会福祉関連事業
 - (k) 困窮若者への教育・就労支援事業等
 - (l) その他、社会課題解決に向けた事業等
- (5) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
 - (6) 応募者又は設立する法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
 - (7) 未成年の場合は、法定代理人の同意を得ていること。

※上記における「法人」及び「個人事業主」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する「中小企業者」を指します。

3. 募集対象事業

石川県内において革新的なビジネスの創業を通じて社会課題解決に取り組み、地域経済の活性化及

び地方創生の実現を図る事業

4. 補助内容

認定された事業補助金の率及び補助金の額は、次のとおりとなります。

補助率		補助金の額
交付初年度	4/5 以内	250万円以内
交付2年度目		500万円から初年度の 補助金額を差し引いた額の範囲内

(なお、交付決定前に発注・契約したものにつきましては対象外となりますのでご注意ください)

5. 補助対象経費

補助対象として認められる経費は、以下のとおりとなります。

項 目	内 容
原材料費	直接使用する原料、材料の購入に要する経費
機械装置費	機械装置又は工具器具の購入、試作、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費
材料・消耗品費	材料及び消耗品の購入に要する経費
産業財産権導入費	産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）などの知的財産権などを取得するために要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
不動産賃借費	補助事業を実施するために必要不可欠な土地及び建物の借用費
事務費	補助事業に要する事務費（会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料、調査研究費、消耗品費、雑役務費、水道光熱費、旅費交通費等であって理事長が必要と認めた経費） 補助事業の実施上直接必要のない経費は除く。
直接人件費	事業に直接関与する者の人件費（原則として、本給、賞与、諸手当、社会保険料を含む）。
マーケティング費	補助事業のマーケティングに要する経費（展示会、見本市への出展経費、広告宣伝費、調査費等であって理事長が必要と認めた経費）
技術・経営指導費	外部の技術又は経営の指導員・講師等に支払う謝金
委託費	事業の委託に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、特に必要と認める経費

※石川県外での店舗・事務所・駐車場の賃借料、共益費、借入に伴う仲介手数料や内外装工事費、機械装置・工具・器具・備品の調達費は対象となりません。店舗設置に伴う、許認可のために官公署へ支払われる費用も対象となりません。

※機械装置・工具器具と備品については、汎用性があり、対象事業以外にも使用できる可能性が高いもの（パソコンなど）は補助対象外とし、リースやレンタル等（借損料）での対応が原則となります。

※消費税及び地方消費税につきましては対象外です。また、銀行振込に係る手数料につきましては対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

※対象経費となるか否かについてご不明な点がございましたら、事前に公益財団法人石川県産業創出支援機構にご確認ください。

6. 応募申込方法

- (1) 社会課題解決型ビジネス創業支援事業の認定を受けようとする者は、ビジネスプラン記載用シート（別記様式第1号）による申請書類を公益財団法人石川県産業創出支援機構に対し、別に定める期日までに提出してください。
- (2) 書類は、郵送、e-mail等にて提出してください。
- (3) 所定様式については、公益財団法人石川県産業創出支援機構のHPにアクセスしてダウンロードできます。

7. 応募提出期間

令和3年6月15日（火）から 9月30日（木）15時【必着】

8. スケジュール（予定）

応募締切日	令和3年9月30日（木）【必着】
審査期間	令和3年10月上旬～11月上旬
書類審査結果通知	令和3年11月中旬
審査会（プレゼンテーション）	令和3年12月下旬
審査会結果通知	令和4年1月上旬

9. 選考審査方法

申請書類の提出があったものについて、以下の審査を行い、認定者を1名決定するものとします。

- (1) 申請書類の審査
- (2) 申請者のプレゼンテーションによる審査会

なお、(2)は、(1)で一定の基準を満たした者のみに対して行うものとします。

10. 審査基準

(1) 要件確認

ビジネスプラン記載用シートの記載内容から基礎的要件を書類にて確認致します。

(2) 書類審査（非公開）

ビジネスプランを「社会課題解決への貢献」、「地域需要や雇用創出」、「地域の強みの活用」、「地域経済の活性化」、「事業の継続性」等の観点から書類選考致します。

(3) 審査会（非公開）

書類審査通過者が、審査会においてプレゼンテーションを行い、企業経営者等の外部有識者等で構成する審査会が「経営者の魅力」等の判断を加味した上で認定者の決定を行います。

※書類審査・審査委員会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

11. 通知

審査会が「経営者の魅力」等の判断を加味した上で認定者1名に認定証を交付するものとする。

※認定者は、認定に付された条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、認定を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければなりません。

12. 認定された場合の留意事項

- (1) 認定に係る式典や会議への出席及び事業概要のプレゼン等をお願いすることがあります。
- (2) 企業名、住所、電話番号、代表者名、事業内容等を公表する場合があります。
- (3) 応募された内容は公開されることがあります。特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応して下さい。
- (4) 認定者については、別途、補助金交付に係る手続きが必要となります。

13. 認定者のメリット

- (1) 創業支援補助金（計500万円以内）
交付初年度 250万円以内
交付2年度目 500万円から初年度の補助金額を差し引いた額の範囲内
- (2) 支援チームによる集中支援
公益財団法人石川県産業創出支援機構、石川県工業試験場等が支援チームを編成し、経営、技術開発、販路開拓等の経営課題に対して集中的な支援（専門家派遣等）を行い、社会課題解決に対する相談を無料で行います。
- (3) 公益財団法人石川県産業創出支援機構HP、情報誌等による情報発信

14. 事業の実施に係るその他留意点

- (1) 認定者は補助事業の成果等について、理事長から報告の要請があった場合は、特別の事情がない限り協力しなければなりません。
- (2) 認定者は、認定を受けた日から1年以内に、法人登記の本店登記所在地、又は個人事業の開業の届出を石川県内で行わなければなりません。
- (3) 補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は、補助対象外となります。
- (4) 事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、当機構が実地検査に入ることがあります。
- (5) 応募資格等への違反または虚偽の事実があった場合には、失格あるいは認定を取り消しする場合があります。

15. 応募先・問い合わせ先

〒920-8203

石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階

公益財団法人石川県産業創出支援機構

産業振興部 新事業支援課 担当：瀬戸、谷内、奥谷内

TEL：076-267-1145 FAX：076-267-4911

e-mail：biijicon@isico.or.jp <https://www.isico.or.jp/support/dgnet/d41155058.html>